



福岡市育成会だより

第149号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL.092-713-1480

この会報は、
共同募金の配分を
受けて作成した
ものです。



ありがとうございました

障害者差別解消法の 施行にあたつて

理事長 向井公太

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称差別解消法)(以下、解消法と言います)が施行されます。解消法は平成29年に成立しましたが3年の期間を経過して、いよいよ施行されます。解消法が必要とされる背景や内容は、国の広報やいろんなマスコミにより伝えられていますので、この紙面では省かせて頂きます。

ここでは、障がい関係者というより障がいのある人の家族という当事者の立場で考え、経験した事、思いを記し、紙面を埋めたいと思います。

私自身、差別を受けた経験がありますかという質問があった場合、初めて差別とはとか、その経験について考え始めるという状況でありました。今回、「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」(以下つくる会と言います)という集まりのメンバーとして参加させていただきました。その取り組みの中で、正直なところ初めて差別というについて過去の経験や現状について、自分を含め自分の周囲の状況を考えるということでした。差別を受けたとか、差別を受けているという認識そのものを強く持つてこなかつたこと自体に自分自身驚き、逆の意味での権利に関する認識の弱さについて恥ずかしく思っているところです。私自身ではなくわが子に知的な障がいがあるということ

とを割り引いても、それに気づいた時、障がいのあるわが子に対して親として忸怩じくじたる思いを感じざるを得ませんでした。親としてわが子に対して最も大切で基本的な部分への取り組みすらしてこなかつたのかという想いでました。

差別を受けていること自体を認識できない障がいのある人をどうにかしたいと以前に、自分自身が差別に対する認識を持つていなかつたということでした。わが子に関して言えば、今考えると数十年前以降差別を受けたと思われるいくつかの経験があります。その意味で、差別を残すものだと改めて思います。

平成26年につくる会で実施した差別体験アンケートでは福岡市在住の1,000人を超す方から1,000件を超す差別体験をお寄せいただきました。その内容を拝見させていただくと、読みながら自分自身でおおきくため息をついたり、考え込むことがあります。

私も何十年か前の学校の授業の中で、フランス革命について学び、その際の人権宣言(人及び市民の諸権利宣言・1789年の第6条では「すべての市民は、この法律の目から見ると平等であるから、おののの能力にしたがつて、徳と才能における差異以外の何らの差別もなく、

あるゆる高位、地位、公職に就くことが等しく許される」とあります。つまり、個人の評価はその人の能力のみにもとづくべきであり、それ以外のものを評価の対象にすべきでないという趣旨であろうかと思います。このことは「能力にもとづく平等」という考え方を導き出します。この当時としては進んだこの考え方かも、能力に制約のある特に知的障がいのある人にとってはそれが故ある差別になってしまいます。

現在、2006年に国連において採択され、2014年に我が国が批准した「障害のある人の権利に関する条約」(第1条(目的))には次のように記しています。「この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的事由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」(第1条の一部)[川島リ長瀬仮訳]ここに来て人類は進歩している。

しかし、わが国の現実はその進歩に後れを取っている。その現実を人類の進歩に近づけなければと思いません。当事者の立場でと言いつつ、やはり最後は制度の話になつてしましました。でも、当事者の思いを制度にしていく。これが必要だと自分では妙に納得しております。

最後まで読んでいただきまして、あり

「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」の中間報告

(社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長)

世話人代表 中原 義隆

■はじめに

平成25年8月に市内のほぼ全ての障がい団体が結集し、福岡市における障がい者差別の実態を踏まえ、地域に根ざした障がい者差別禁止条例をつくることを目的とした「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」(以下、つくる会)を結成しました。

つくる会は、団体会員、個人会員で構成されており、現在、52団体、個人会員87名です。運営体制としては、世話人会を意思決定機関とし、執行部体制として役員・事務局合同会議があります。他委員会、条例案検討委員会を設置しています。

■1年目は学習会を中心

一言に障がい者の差別禁止と言つても「何が差別にあたるのか」「合理的配慮とは何なのか」障害者権利条約は何を謳い、障害者差別解消法はどんな内容になつていて、既に条例を制定している自治体の条例はどうなつているのかなど、何度も学習会を繰り返しました。東 俊裕弁護士(元内閣府

障害者制度改革推進室長)や大学教授など多方面の方々からお話を伺いました。どの学習会も200名を超える来場があり、皆さんの強い熱意を感じました。

■2年目は差別体験アンケート調査を実施

つくる会にとっての最初のヤマ場であり、今後の取組の要になる差別体験アンケート調査を実施しました。この調査には、1,148名の方々から「理不尽な対応」や「不利益に扱われた経験」など具体的な現実が突き付けられました。障がい施策は進んできたものの一人ひとりの暮らしの中での体験にはたくさんのがあります。

この調査結果をまとめた最終報告書は、60名を越す障がい当事者・家族・関係者・弁護士が1か月近くの時間かけ、議論を繰り返しました。その過程でいろいろな違いを乗り越えてきたことはつくる会にとって大きな財産となりました。障害者権利条約では、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」ということを魂としています。このことに挑戦した取組でもありました。

最終報告書は、議員、行政、教育委員会、人権擁護機関、マスコミなど、いろんな方面の方々に目を通していました。その反響は大変大きいものとなりました。

■3年目は福岡市への働きかけと市民啓発、そして自分たちの条例案づくり

平成27年7月29日に福岡市に対して条例制定の要望書を作成し、荒瀬副市長に手渡しました。アンケートに基づく差別実態や、多くの障がい関係団体が結集して活動していることの意義について十分ご理解いただきました。

次に啓発活動ですが、私たちだけが条例の必要性を訴えて多くの市民にその意義を理解してもらわないとその実効性は高まりません。アンケート結果を踏まえハートフルフェスタや福岡市交通局、民生委員、人権擁護委員などの方々に啓発を行ないました。

最後に条例案づくりですが、弁護士さんにも協力してもらい素案検討委員会を設置し、今年3月を目標に条例骨子を作成しています。今後、福岡市の動きも見ながらつくる会としての条例案をまとめる予定です。

■高島市長が条例制定を表明、第一段階突破

平成28年3月3日の福岡市議会の代表質疑において、差別禁止条例の制定に向けての質問があり、高島市長は、「障害者差別解消法の円滑な施行に向けた」

取組を着実に進めるとともに、障がいのある方をはじめ、関係者のご意見をお聞きしながら差別の解消を目的とする条例の制定に取組んでまいります。」

これで念願の条例は制定されることになりました。つくる会の強い思いと努力が福岡市を動かしたと思思います。これまでご支援いただいた関係の皆さんに深く感謝しています。しかし、本番はこれからです。条例の目的や基本理念、そして差別をなくす仕組みなど、条例にはアンケート結果や私たちの思いをしつかりと反映させなければなりません。障がい当事者・関係者がしつかり

せん。障がい当事者・関係者がしつかりと訴え、日本一の差別禁止条例を目指して次のヤマ場を乗りきりたいと思います。これからもご支援、ご協力をお願ひします。

障害者差別解消法での「合理的配慮の提供」について、現段階での各施設の取組みを述べてもらいいます

ひまわり園 施設長 花田 敏秀

平成18年12月「国連総会で障害者権利条約」が採択されました。その権利条約の第2条において、合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

本年4月から施行されます「障害者の合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

ひまわり園は障がい福祉サービス事業者として、一般の企業にまして差別解消や合理的配慮に取り組まなければ

なりません。

知的障害の具体例としては書類にルビを打つ。理解ができるまで繰り返し丁寧な説明をする。写真、絵、ピクトグラムなどわかりやすい情報提供の工夫をする。説明が分からぬときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席するなど、理解しやすくする環境を工夫する。等が考えられます。

事業者は合理的配慮の提供を求められたら、検討をして、できるか諸般の事情により今はできない旨を説明しなければなりません。逆に言えば障がい者の方から合理的配慮をしてくださいと言わなければ問題は解決しないことになります。合理的配慮につきまして職員間で勉強して知的に障がいのある人たちの支援力を向上させていきたいと思っています。

ひまわりの里 堀 浩一郎

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」により、当施設でも、差別の禁止や合理的配慮の提供が求められます。

福岡ひまわりの里は、施設入所支援を運営する施設の為、「情報保障の支援」「コミュニケーション支援」以外でも、医療や政治参加といったデリケートな対応が必要な支援や、それにかかる

自己決定支援も必要になります。

自己決定支援については、全国手を

つなぐ育成会連合会が2015年1月にまとめた「知的障害のある人の合理的配慮」検討協議会による報告書でも指摘されていますが、知的障がいのある方の、自身の意思表明が困難であること、意思表明の行使や権利があることへの認識の欠如から、権利行使を巡る様々な障壁が考えられます。

これを踏まえ、権利自体についての認知や、行使を後押しする支援も含めて、施設設備の改善や利用者のアセスメント・個別支援計画から、利用者個々への障がい特性に合わせた支援に職員一同で対応に努めます。

ひまわりパークつぼみ 施設長 今林 映一

障害者差別解消法が本年4月から施

行されますが、差別を解消するための措置として私たち障がい福祉サービスを提供する事業所も合理的配慮の提供が努力義務として位置付けられました。事業所における合理的配慮については今後、具体的な取り組みを検討していく必要がありますが、障がい者(利用者)の皆さんと日常的に接する中で

つて作業を行っています。利用者によ

つては2階を利用できない方や、あるいは1階で座つての作業では体に負担がかかる方には椅子での作業など可能な範囲で調整しています。また、作業の中で困つたり、不安な様子が見られた場合は、まずは声かけなどをを行い、作業がしやすい環境となるようを心がけています。

あわせて、会話によるコミュニケーションがやや難しい利用者さんはゆつくりした口調での説明や毎日の連絡ノートを活用し内容をわかりやすく伝えています。法の施行によりさらに具体的かつ工夫した取り扱いが求められますので、事業所としては研修会等の機会を積極的に生かして学び、利用者や保護者の皆さんのが相談がしやすい活動の場となるように取り組んでまいります。



ひまわりパーク六本松 施設長

廣渡 智恵子

障害者差別解消法が今年4月から施行されます。この法律は差別的取り扱いを禁止するだけでなく、合理的な配慮を定めています。これまで差別とは、障がい者と他の人々と同じように待遇しないことを意味するものでした。しかし、この概念が変更され、同じように待遇されることも、また別の異なる待遇をしないこともあります。この異なる待遇が合理的配慮であり、個別に具体的な場面で障がい者の特性を理解して例外的に特別な対応をすることです。

知的の障がい者における合理的配慮とは、いかなる場合でも本人の意思決定ができるように配慮することだと思います。

その視点からの事業所の取り組みの一例です。毎日の朝礼は、全体会・グループ単位・個別といつた流れで実施しています。全体での話は流れてしまい理解が困難な方もあります。障がい状況や程度に応じて、具体的にわかりやすく繰り返し伝えることを心がけています。話すときの声の大きさや速さ、そして難聴の方には筆談や座席の配置等、具体的な配慮を行っています。全員が情報を共有し自ら判断ができるよう努めています。また、口頭での伝話などするあまり説明が長くなり、

理解できにくくしている状況もあり、支援力を高めることができます。

法律が施行されたからといってすぐにはすぐに解消されるわけではありません。互いが共有している時間の少なさが、結果として障がい者への無理解（差別）につながっていると思います。

障がいについて知ること、そのためには障がい者との時間の共有が必要です。開所当初から積極的に地域交流を進めてきたのはこのことによります。これから時代を担う子ども達に正しい障がい者観を持つて欲しいと思います。障がい者にとって暮らしやすい社会はすべての人にとっても暮らしやすい社会です。共生の機会を少しずつ広げていくことが大切だと考えます。

伊原 貴子

ひまわりパーク上牟田 施設長

障害者差別解消法で謳われている「合理的配慮の提供」は、文字だけを見れば

わかりにくい文言ですが、障がい者が障がいを理由に不自由な扱いを受けることなく、快適に過ごすことが出来るよう時間・空間を提供することだと思います。障がい者支援を行っている福祉サービス事業所にとって業務の基本

そのものであると考えます。当事業所では就労継続支援B型、生活介護に加え、今年度から就労継続支援A型事業を行っております。A型利用の方は他の二つの事業と違つて、上牟田利用契

約と同時に、福岡市手をつなぐ育成会と雇用契約を交わしてもらつております。育成会の中でも、福祉訓練事業、事業部から始まりそして多機能事業所の就労継続支援A型と就労形態が変わった中で働いてこられた方が多くおられます。雇用関係にありながら「労使」の視点が希薄な部分があると思います。

障害者雇用促進法においても「合理的配慮の提供」は同様に謳われていますので、今まで以上に職員がそのことを念頭に置いて支援業務を遂行していく必要があり、今後の課題であると思っています。事業所内では契約、面談、モニタリング等を定期的あるいは随時実施しておりますが、今から行う事を本人さんにゆづくりわかりやすく丁寧に説明することを心がけております。特に第三者面談は形式的に終わることがないよう、本人さんの意向や要望をじっくり聞く時間と考えていました。耳が聞こえにくい人に早口で話したり、おしゃべりが苦手な人に言葉で返答を求めたりすることがないよう日々の支援の中でも配慮した対応を行っています。

事業所内の掲示物全部に読み仮名をつけることはまだ出来ていませんが、

つけることはまだ出来ていませんが、事業所の皆さんにわかりやすい情報提供を行つてきます。障がいのある人が、少しでも豊かに安心して暮らせるように

育成会全体で取り組んでいかなければならぬと思います。

ライフサポートをつなぐ 施設長

伊達 美奈子

内閣府の「差別解消法」に関するパンフレットのQ&Aには、「合理的配慮の具体例を教えてください。」という問い合わせに対して、「どのような配慮が合理的配慮に当るかは個別のケースで異なります。典型的な例としては、(中略)窓口で、障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応することが挙げられます。」となっています。

一対一の支援を行うヘルパー業務においては、障がい特性またその方の個別のニーズに合わせた支援を行うために、しっかりとした聞き取りを行い「個別支援計画、介護計画」を立て、支援を行う事ではないかと考えています。

また、自らの意思を表現することが難しい知的の障がいのある方にとって、ご本人の意思が何なのかという点がとても重要です。

実際の支援に入つた場合、ヘルパーとして、ご家族(ご本人の代弁者)のご意見を聴きつつ、真にご本人の意思がどこにあるのかを考え、確認しながら支援を行わなければなりません。

差別解消法施行をきっかけにして、今後は、さらに障がいのあるご本人に対し「意思決定支援」に力を入れた支援を行わなければならぬと身を引いています。

平成27年12月22日に厚生労働省より「平成26年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」が公表されました。以下その調査結果を紹介しながら若干の感想を述べたいと思います。

	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考) 都道府県労働局の対応	
市区町村等への相談・通報件数	4,458件 (4,653件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が認められた事業所数 299事業所 (253事業所)
市区町村等による虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)		
被虐待者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)	被虐待者数 483人 (393人)	

(注1)上記は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日までのもの。

(注2)都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)について

ひまわり園 施設長 花田 敏秀

養護者による障がい者虐待の相談・通報件数については、平成25年度から4%減少。判断件数については6%減少。虐待と判断した件数の割合は昨年度とほぼ同じ。被虐待者の障がい種別は知的が最も多く51%、次いで精神36%、身体24%。虐待行為の類型は身体的虐待が65%、次いで心理的虐待33%、経済的虐待23%、放棄・放置が16%、性的虐待5%。虐待の事実が認められた事例での対応策として虐待者からの分離を行った事例は42%でその割合は、前年度とほぼ同じ。

この調査結果から、障がい種別では知的障がい者が被虐待者となるケースが圧倒的に多いこと。虐待類型では身体的虐待が多いこと。虐待と認定した場合の対応策としては養護者による虐待の場合は分離保護を行うケースが42%と多く、障がい者福祉施設従事者等職員による虐待の場合は障がい者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したケースが増加しているといふ結果が出ている。

虐待防止法は平成24年10月に施行されているが、通報や相談があつて調査した結果虐待と認定されたケースは施設従事者と使用者において増加しており虐待防止法の成果は確実に上がつてお

同じく障がい者福祉施設従事者等職員による虐待の相談・通報件数については7%減少。うち虐待と判断された件数は18%であった。虐待と判断された件数の割合は通報・相談件数のうち平成25年度14%→平成26年度18%と増加している。被虐待者の障がい者種別は、知的76%、身体22%、精神14%。虐待行為の類型は身体58%、心理42%、性的14%、経済的8%、放棄・放置3%。虐待の事実が認められた事例の対応策としては障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは235件と昨年度に比べて30%増加している。使用者による相談・通報件数は6%増加であった。

この調査結果から、障がい種別では知的障がい者が被虐待者となるケースが圧倒的に多いこと。虐待類型では身体的虐待が多いこと。虐待と認定した場合の対応策としては養護者による虐待の場合は分離保護を行うケースが42%と多く、障がい者福祉施設従事者等職員による虐待の場合は障がい者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したケースが増加しているといふ結果が出ている。

虐待と認定された事業所の話を伺うと20~30年以上前に行われていたような旧態依然とした支援内容の事業所が多いように感じる。虐待と認定された事業所の中には行政の指導により事業上、事業の廃止や休止をせざるを得なくなつた所も出てきている。ゆゆしき事態であると考える。各事業所での虐待防止に対する取り組みをさらに強化していくことが必要であると思う次第である。

いると思われる。

私は福岡県社会福祉士会の中の「高齢者・障害者虐待対応チーム」の一員として市町村担当職員の相談等を受けることがあるのだが、障がい者虐待に対する取り組みに市町村間の温度差を感じる。26年度も養護者による虐待で3名の障がい者がなくなっていることからも各市町村のさらなる取り組みに期待したいところである。

我が国的精神医学の父といわれる呉秀三は「わが邦十何万の精神病者は実際にこの病を受けたるの不幸のほかに、この邦に生まれたるの不幸を重ねるもの」というべし」と訴えたと言われている。

「障がいを得て生まれた不幸にこの市町村に生まれた不幸を重ねる」ということがないようにお願いしたい。また、私たち障がい者福祉施設従事者等職員の虐待は被虐待者数、虐待と認定された件数ともに増加している。

行事報告

第8回福岡市障がい児・者美術展

福岡ひまわりの里 副施設長

水城 淳一郎

(福岡コアサイド・アート2015)

平成27年11月10日(火)～15日(日)福岡市美術館市民ギャラリーで開催されました。

この美術展は、福岡市社会福祉事業団、福岡市身体障害者福祉協会、私ども福岡市手をつなぐ育成会が共催し、実行委員会を立ち上げ主催しています。

美術展での、書道、陶芸、絵画、写真、フリーアート5部門に、福岡市内のフレンドホーム、施設・事業所、特別支援学校などから、500点近くの出展がありました。最終日には、期間中の市民投票、各部門審査員による審査で選考を行い、75点が市長賞、金・銀・銅・入賞、優秀賞に選出されました。

市民投票は来場者の関心も高く、ほとんどの来場者が投票、コメントを出されます。コメントは、出展者みなさんへの励みになつていています。

平成28年2月7日(日)には、市民福祉プラザにて「といといとい」「野和太鼓ウイズ東障がい者フレンドホーム」によるコンサート、入賞75点の受賞者

みなさんの表彰式を行いました。

翌2月8日(月)～14日(日)、中央区天神 新天町「ギャラリー風」で入賞作品展を開催し、約1,300名の来場がありました。

今年は出展者のみなさんに、これらの美術展について、表彰のありかたなどアンケートにご協力いただきました。福岡市美術館がリニューアルするため来年以降の開催場所は未定ですが、アンケート結果をふまえて、よりよい美術展ができれば、と考えています。

最後になりましたが、ご支援ご協力いただいた関係者のみなさま、ご来場いただきましたみなさまに感謝を申し上げます。

【本人による本人のための相談会】について

福岡ひまわりの里 施設長

堀 浩一郎

去る平成28年2月5日(日)にひまわり園で、全国手をつなぐ育成会連合会の国庫補助を受け「本人による本人のための相談会」を実施しました。

この相談会は、知的障がいのある本人同士が同じ立場で仕事、人間関係、暮らしなどを相談し、話し合いを行うことで、相談の仕方や受け方について理解を深めることを目的としました。また、保護者、支援者等には知的障がい擬似体験ワークショップを開催し、本人

たちが感じている世界を体験することで、障がい特性や生き辛さを今後の活動や支援に活かしていくことを目的とした。

午前は、全体会として、福岡県手をつなぐ育成会で本人活動推進委員を務める平塚富士雄氏から「福岡県の本人活動支援／本人さん同士の相談の仕方・受け方」と題する講演を受けました。

実際に平塚氏が支援を行う「未来の会」の立ち上げから、手をつなぐ育成会までの取り組みについて、スライドをとおして報告がありました。参加者の中には福岡市手をつなぐ育成会の本人部会準備委員会のメンバーも参加していました。これは自分自身の意見をきちんと周囲に伝えることに自信を持つて嬉しそうに照れ笑いする姿がとても印象に残りました。

第2分科会は、保護者、支援者向けに「知的障がいを知る」と題し、兵庫県たつの市の「びーす＆ピース」の矢野一隆氏と中島恵子氏をお迎えして知的障がい擬似体験ワークショップを行いました。

「びーす＆ピース」は兵庫県たつの市手をつなぐ育成会が中心となり、たつの市役所職員や一般市民の有志の方で構成され、全国各地で分かりやすく楽しい啓発活動を行っています。

ワークショップでは、障がいの特性を疑似体験するために、軍手を2枚重ねで手にはめて鶴を折ることで、手先を思うように動かすことが出来ない体験や、抽象的な言葉を絵に描いてみる

うしますか？」では、自分の欲しいものについて話し合い、最後にグループごとの欲しいものリストを発表しました。

参加者には、福岡市内だけでなく未



ことで、そのような表現が伝わりにくく、体验、ペットボトルを半分に切り飲み口を先にして覗くことで、気になるものがあると、他の周囲のものが全く目に入らなくなる体验をとおし、実际に感じるという疑似体验で障がいのイメージを分かりやすく掴むことができました。

また全く同じ活動でも、やさしく励ましを受けて行う状况と、急かされたり怒られたりしながら行う状况では、明らかに後者がやりにくいことを体验しました。

「びーす&ピース」设立のきっかけとなつたのが、平成24年末に兵庫県西部で高校生がバスに乗り合わせた知的障がい者たちが、平成24年末に兵庫県西部で高校生がバスに乗り合わせた知的障がい者たちが、

がい者に嫌がらせをして、その様子をインターネット上にアップした事案がありました。このことから、平成26年4月から体験講座を始められた代表の矢野一隆氏は「みんなが障がい者の専門家にならなくても、身近で生活する障がい者を地域の風景の一部として受け入れ見守ってくれる『半専門家』が増えることになるのではないか」と話されました。

厚生労働省の統計によると、障がい性が故に不審者と間違われるなどのトラブルの増加も懸念されます。平成28年4月1日より、障害者差別解消法が施行され、共生社会に向け国の制度が整いつつあります。しかし「びーす&ピース」の取り組みのように、多くの一般市民の方に知的障がいとその特性を理解・認識してもらいたい、地域に「半専門家」が増えることこそ、障がいがあつても暮らしやすい共生社会の実現に大きく前進するのではないかと感じました。

今回の「本人による本人のための相談会」には、多くの知的障がいのある本人や県内外の育成会会員、福岡市・教育機関の関係者が集まりワークショップ

に熱心に取り組んでいました。今回の方への障がいの理解への関心が高まるきつかけになつてほしいと思いました。「本人による本人のための相談会」に参加した古川加恵さんより、感想をいただいています。

人間関係も、いろんな、会つて何処でも、あるつて知りました。

障がい者でも、結婚が、出来る事を、聞いて知つて。でも、健常者が、そのお手伝いしながら、うまくやつている事を、話を、話していました。

楽しかつたです。

いろんな人の話がきけてよかつたです。
本人による本人のための
相談会に参加して

古川加恵(24才)
(就労継続B型事業利用)

第一回 専門研修

ひまわり園 主任 竹内 嘉

3月3日、中庭メンタルクリニック

理事長中庭洋一先生をお招きし、昨年に引き続いだ講演をお願いしました。今回は「自閉症スペクトラム障がいとその支援」について拝聴しました。

導入では昨今の医学界の障がいの捉え方の変遷を話され、徐々にその特性

について説明がありました。

質疑応答では質問者が困っていることを当日のテーマに限らず専門家のアドバイスを頂くことが出来ました。

質問事項の中にもありました。障がいに関して有効だ、効果があるとう情報が溢れる中で、中庭先生が仰った言葉が印象に残りました。「世の中に100～200の方法があります。ひとつ的方法に囚われることなく、いいところどりをしていくことが大事」。これさえあればすべてに対応できると思ふ。しかし、常に考えることが大事だと改めて感じた研修となりました。



保護者会だより

福岡市手をつなぐ育成会保護者会

今までの「配慮」と「合理的配慮」は違うの?

会長 下山 いわ子

「合理的配慮」ということばを知っていますか?

今年に入つて研修会でも多く取り上げられており、聞いたことがある方が増えてきて、少しずつ関心は高まつてきています。

「合理的配慮」とは

障がいのある人の人権が障がないのない人と同じように保障されるように、教育や就業、その他社会生活において平等に参加出来るように、それぞれの障がい特性や困り事に合わせて行われる配慮のことです。

平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」と略)により、この合理的配慮を可能な限り提供することができ、行政・学校・企業などの事業者に求められるようになります。

障害者差別解消法ができる背景

うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合には、差別に当たります。

国際連合の「障害者権利条約」を批准するために行われた国内法整備の一環です。

「障害者権利条約」が大きな影響を与えることを実感します。今一度「障害者権利条約」について、しっかりと学ぶ必要があります。

「配慮」から前進した法律で決められた

「差別禁止」「合理的配慮の提供」

※社会的障壁・障がいのある人にとつて、日常生活や社会生活を送る上で壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある人への偏見など)その他の一切のもの

例えば

①学校・社会見学には保護者の付き添いが条件。保護者・保護者ではなく、支援者をつけてほしい。

↓学校の合理的配慮・専科の先生についてもらおう。

社会で実践される生きた法律に

どんな配慮が必要かは、それぞれ障がいの特性や生活環境で違います。本人と本人にかかる人たちのチームで「本人にとつて最善」を見出すことが重要です。

②保護者・地域の幼稚園に入園させたい。

↓幼稚園・専門性や安全が確保できないので無理→保護者と幼稚園で話し合う

→合理的配慮・地域の療育コーディネーターに相談し、療育センターを紹介

③本人・働きたい

↓事業者・指示が通らないので無理

も理解促進にみなさんと一緒に努めます。

【福祉避難所】

知っていますか？

福祉避難所は、2次の避難所です。

まずは、避難所に避難

→必要があれば、福祉避難所へ移送

福岡市では、すべての公民館、市民センター、市立小・中・高等学校など

を「避難所」として、公園や広場、学校のグラウンドなどを「避難場所」に指定。

※居住校区以外の避難所（場所）も利用できる。

いつかの災害には
日ごろからの備えを！

できれば、療育手帳や本人の氏名や連絡先を本人がいつも持っていたり、災害時要援護者台帳の登録をしていると、避難場所の職員に支援が必要なことが早く伝わります。SOSファイルは記入していますか？ SOSファイルもとても有効です。しかし、持ち歩くことは難しいので、育成会保護者会では、日頃から身近に活用できるもの、例えばバッヂなど検討中です。

福岡市手をつなぐ育成会保護者会
電話 092-713-1480
E-mail : hogsha@fuku.jp

避難所に向かうほうが危険な場合は、無理な避難はやめて、自宅や近くの建物の2階以上に避難しましよう。

また、浸水の状況などから指定した避難所が使用できない場合は、臨時避難所を開設することができます。

避難所が開設する場合、臨時避難所を開設することができます。

避難勧告等が発令された場合は、

区役所職員や消防隊員等が避難誘導を行いますので、その指示にしたがって行動してください。また、避難所（場所）へ自主的に避難する場合は、

必ず事前に区役所へご連絡ください。
詳しく述べ、情報プラザ（市役所1階）、区役所、防災・危機管理課で配布している各区版「浸水ハザードマップ」をご覧ください。
福岡市ホームページ（関連するページ）からもダウンロードできます。

福岡市の防災計画に合理的配慮の提供を

福岡市の防災計画に、障がい者等へ合理的配慮の提供があるか、必要なことが盛り込まれることを求めていきます。

安全・安心には障がい理解が必要
「手をつなぐ応援隊」の楽しく、わかりやすい知的障がいの疑似体験を、多くの方に体験してもらい、障がい理解を広めていきたいと考えています。どこへでも出向きますので、呼んでください！

障がい当事者がどのようなことに不安をもつか等を育成会保護者会で意見集約を行っていますので、ご意見をお寄せください。



福岡市防災メール登録の案内（福岡市HPから）

STEP.0 福岡市防災メールご案内ページにアクセス (STEP. 1からの登録も可能です。)

・ <http://www.fukuoka-city.jp/bousaimail/> にアクセス

STEP. 1 entry@fukuoka-city.jp へ空メールを送信

- ・ メールの題名や本文は不要です。空メールで送信してください。
- ・ 数分以内に登録のためのメールが送られます。
- ・ 送信したパソコン、携帯電話のメールアドレスが登録されます。
- ・ バー(Q R)コードリーダ機能付きの携帯電話、PHSであれば、下のQRコードをご利用いただけます。

STEP. 2 受信したメールから登録ページへアクセス

- ・ 受信したメールには登録ページのURLが記載されています。
- ・ URLをクリックすると登録ページにつながります。
※迷惑メール対策をしている場合にはメールを受け取れないことがあります。
bousaimail@fukuoka-city.jp からのメールを受信可能に設定してください。
- ※URL付メールの受信を拒否する設定になっている場合があります。URL付メールを受信可能な設定にしてください。

STEP. 3 これで完了！詳細設定は「変更」で

- ・ 配信される項目ごとに受信を希望する項目を選択
- ・ 登録ページが表示されたら完了
- ・ 設定は、共通の初期設定になっていますのでご利用目的にあわせて変更してください。

※登録後も STEP. 1 ~ 3を行うことにより、いつでも内容変更が可能です。

※登録や情報の利用に関しては無料ですが、メールの送受信やホームページの閲覧などの通信費用は、登録者の負担になります。

リレートーク

保護者・職員

働きだして…

ひまわりパークつぼみ 平田 亜実

私はひまわりパークつぼみで働き始めてもうすぐ6か月になります。私は福祉への道を考えていなかつたのですが、ある時施設へ見学に行く機会をいたしました。しかしどうやつて利用者と接したらいの不安でした。が、実際に見学に行くと笑顔で話しかけてくれたのでほっとしました。現場で働くことになり、今までの不安はなくなりましたが、一人ひとりの特性をきちんと知ること、話すときは短く簡潔になど、気をつけることがたくさんです。

育成会会員(保護者)、事業所職員によるリレートークを行っています。テーマは、フリーでそれぞれの立場での思いや考えなどあらゆる視点からの法人に対する熱い想いを述べもらいます。第5回目の職員は、「ひまわりパークつぼみ」の平田亜実さん、保護者は、平原満さんです。

福岡ひまわりの里(以下、里)が開設して以来、入所している姉は今年で73歳になります。毎日元気に楽しく過ごしています。私の里との関わりは、14年前にさかのぼります。

保護者会当日の朝、里に向かおうとしていた父が急に具合が悪くなり、私が代役で参加したのが始まりです。そして、保護者会が始まる前に、見知らぬ私がいるのが不自然だと思い、早速会長に挨拶に行きました。すると会長が「役員に欠員が生じたので、ぜひ役員になつていただけないでしょうか?」と言わされた私は、安請け合いと思いつつ「分かりました」と返答しました。その時は「今日は代役だから」という観念から、当然父が受けてくれるだろうと

んあり、毎日適切な支援ができるよう頑張っています。

今後の目標として、個人では利用者の役に立てるように資格を取ること。施設では、いろいろな外部の行事や研修会に参加したいと思っています。

外部の行事に参加することで障がい者と関わったことのない人や偏見を持っている人に障がいのことを正しく知つてもらい、健常者と共に暮らしやすい社会、働きやすい職場を作つていけたらいいなと思っています。

「私と福祉」

平原 満

父も他界した現在では、里の保護者会会長を務めさせて頂いています。しかも、里との関わりを持つた14年間のうち、12年も役員を務めさせて頂いています。元々、口下手であがり症で人付き合いの苦手な私でしたが、育成会・施設・保護者会の方々に懇意にさせて頂くうちに、それらの短所が改善しつつあるようです。

最後になりますが、福祉に携わる皆様、今後ともよろしくお願いします。

平成28年度 福岡市手をつなぐ育成会総会

期 日 平成28年6月28日(火)
会 場 福岡市民福祉プラザ6階 601号室

第3回 全国手をつなぐ育成会連合会 全国大会 神奈川大会

第50回手をつなぐ育成会関東甲信越大会

大会スローガン

誕生した生命だから

一人ひとり充実した一生を!

期 日 平成28年7月2日(土)~3日(日)
会 場 全体会・分科会
 ■神奈川県民ホール 横浜市中区山下町3-1
 ■ワーカビア横浜 横浜市中区山下町24-1
 育成会懇親会
 ■メルパルク横浜 横浜市中区山下町16
 本人交流会
 ■ワーカビア横浜 横浜市中区山下町24-1

第56回 九州地区手をつなぐ育成会 長崎県大会

併 催 九州地区事業所協議会九州大会
 併 催 第31回長崎県手をつなぐ育成会長崎大会
 期 日 平成28年8月27日(土)~28日(日)
 会 場 長崎ブリックホール(長崎市)

編集後記

今回のテーマ障害者差別解消法につきましては、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」が禁止されています。これらの言葉をわかりやすく言葉に置き換えると「障がいのある人との違いをすること」「障がいにあつた必要な工夫や、やり方をすること」と言えます。障がいの有る無しに関係なく、困った人へ「さりげない」配慮をすることが、差別解消の第一歩になるのではないでしようか。

編集担当 大濱 浩文